広島市告示第462号

令和8年10月29日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５０条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により、次に掲げる指定医療機関から休止の届出があったので、生活保護法第５５条の３第２号の規定により告示します。

広島市長　松井　一實

名　　称	所　　在　　地	休止年月日
医療法人　灰塚医院	広島市中区基町１８－４－４	令和8年8月4日
医療法人社団　竹内クリニック	広島市南区出汐２丁目３－２８	令和8年8月1日
耳鼻咽喉科くにもと医院	広島市安佐南区伴東７丁目５９番２８号	令和8年5月20日
アルパカハウス附属歯科診療所	広島市佐伯区皆賀一丁目１０番４号　２階	令和8年7月31日